

生活福祉委員会会議録

平成25年12月12日 13時00分 開会
13時57分 閉会

網走市議会

午後1時00分 開会

○渡部委員長

ただいまより生活福祉委員会を開会いたします。
本日の委員会では議案3件と請願1件の合計4件につきまして審査をいたします。

またその他として、総務文教委員会から提出のありました連合審査会開催の申し出について御協議を願います。

まず初めに、議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分につきまして審議をいたします。

まず初めに灯油価格高騰緊急対策事業につきまして説明を求めます。

○鳥井本社会福祉課長

それでは平成25年度一般会計の社会福祉総務費灯油価格高騰緊急対策事業の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案資料1号の9ページをごらんいただきたいと思っております。

補正の理由及び内容でございますが、本事業につきましては、
を取り巻く情勢などから、灯油価格の高騰が続いており、この状況がしばらく続く見通しであることから、昨年度に引き続き在宅で生活する所得の少ない世帯に対しまして、暖房用灯油購入費の一部を助成するための経費を追加補正するものであります。

事業の概要についてでございますが、議案資料10ページの灯油価格高騰緊急対策事業概要をごらんいただきたいと思っております。

助成内容についてですが、前年度同様に一世帯当たり5,000円の灯油券を交付いたします。

対象世帯につきましては、平成25年度市民税非課税世帯で福祉施設への入所者や医療機関に長期入院している世帯を除き、(1)から(4)の高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給の世帯を対象としております。

申請期間につきましては平成26年1月6日から同年3月24日までとしており、受付窓口は市役所のほか1月28日から2月5日までの間、市内15カ所で移動受付会場を開設することといたします。

また灯油券の使用期間は平成26年3月31日までとし、対象世帯につきましては3,356世帯を見込んでおり、前年度より138世帯増加しております。

所要経費につきましては、9ページに戻っていただきたいと思っておりますが、需用費から
までの合計1,587万3,000円を見込んでおり、必要事業の財源につきましては一般財源となります。

以上で説明を終わります。

○渡部委員長

次に一括して3件、そのあと質疑に入りたいと思っておりますので御了承願います。

○永倉保険年金課長

平成25年度一般会計高齢者福祉費補正予算について御説明申し上げます。

議案資料11ページをごらん願います。

初めに補正の理由及び内容でございますが、後期高齢者の医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で運営しており、各市町村は広域連合に対して給付費負担金を納めております。

ことにつきまして、平成24年度分の医療費の確定に伴い給付費負担金の精算金が生じ、平成25年度概算請求額から調整することとなっておりますので、次の経費を減額補正するものでございます。

経費の使途でございますが、後期高齢者医療療養給付費負担金1,155万9,000円を減ずるものでございます。

次にこの事業にかかわる財源等でございますが、2の補正額歳出予算の下ほどをごらんください。補正前の額3億8,801万6,000円。平成25年度概算請求額で給付費負担金となります。

今回、補正額マイナス1,155万9,000円。平成24年度分の確定に伴う精算金になります。財源は全額一般財源です。

補正後の額は3億7,645万7,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部委員長

続きまして一般廃棄物処理施設整備事業につきまして御説明をお願いいたします。

○梅津生活環境課長

平成25年度一般会計補正予算中当課所管分の清掃

費の一般廃棄物処理施設整備事業について御説明申し上げます。議案資料1号の4ページ及び12ページをごらんください。

補正の理由及び内容でございますが、次期廃棄物処理施設候補地への接続道路の線形及びハクバン工事中の土砂流出等の防災対策について検討した結果、追加の地質調査が必要となったため、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の用途は地質調査業務にかかわる委託料として、1,862万7,000円を増額するものです。

補正額の歳出予算につきましては、資料に記載のとおり款項目事業名で、財源は全額一般財源でございます。補正前の額が1,343万3,000円で補正後の額が3,206万円となります。

以上で説明を終わります。

○渡部委員長

それでは議案第1号につきまして審査に入りたいと思います。

審査につきましては順次、やっていきたいと思えますので、まず初めに灯油価格高騰緊急対策事業につきまして質疑のある方。

松浦委員。

○松浦委員

基本的には賛成のする内容だというふうに考えています。

そこで先ほど説明の中で、福祉施設に入所あるいは医療機関長期入院している人たちは除くというふうになりました。

それは当然だなと思いますが、私は対象世帯すべてが等しくあたるのが1番いいなというふうに考えるものですから、そこで何点か伺っていききたいというふうに思います。

平成24年度も灯油高騰ということで急遽この5,000円の灯油券を発行するというふうになりました。

私どもも1月に申し入れをしたところでありますけれども、それが実現したわけですが、一つには灯油券に限定されると、灯油をたいていない御家庭、例えばオール電化の家とかあるいは今中にはまきをたいていない家庭もあるというようなことで、

灯油以外に使えないという弱点もあるということで、前回の中でも思ったほど、私が思ったほど券の発行がなされなかったなというふうに思っているのですが、これ現金で支給する方法もあると思うのですが、その辺はどのような検討の結果、こういう券というふうになったのか伺いたいと思います。

○鳥井本社会福祉課長

この灯油価格高騰緊急緊急対策事業につきましてはいくまでも灯油の価格が上昇したということにございますことから、灯油券という方式で進めさせていただいております。

○松浦委員

はいそうですね灯油高騰ですからそれは理解いたしました。

ただ低所得の中には、先ほど言ったようにまきをたいていない人もいれば、必ずしも灯油ではないということがあるものですからあえて伺ったところでは。

もう1点ですけれども、前回の取り組みの中で高齢者でいうと、対象世帯のおよそ67.7%、障がい者で言えば62.9%ひとり親で52.7、生活保護で73.1とこんなふうな前回の結果が出ているのです。

この点について、私はもうちょっと数字的に上がっていいのではないかなというふうに思ったのですけれども、多分、施設入所していたり、それから灯油をたいていない人がこの程度なのかなと思うのですけれども、それにしてもちょっと数字的には低いかなというふうに思うのですが、その辺はどのように、どのような要因でこうなったのか伺いたいと思います。

○鳥井本社会福祉課長

先ほど松浦委員もおっしゃったようにオール電化であるとか、2世帯住宅の方でそれぞれ世帯をわけて住んでいる方がいると。そして実際には生活には困窮してないという方もいたというふうにお聞きしております。

また昨年度につきましては2月から3月ということで、ちょっと期間も短かったことが影響しているのかなというふうに感じております。

ことは1月から支給するというので、もう

ちょっとですね、申請率がアップするのではないかと
いうふうに考えております。

○松浦委員

多分そういう要因もあったというふうに思います。

それで、前回も対象世帯に対しては、封書で通知
を出してそして申請用紙も入れて、そういうような
方法をとったかというふうに思うのですが、今回
も、そのような方向をとるというふうに考えてよろ
しいでしょうか。

○鳥井本社会福祉課長

はい、松浦委員のおっしゃる通り昨年と同じ方法
で行いたいというふうに考えております。

○松浦委員

よくわかりました。

せっかく灯油価格高騰緊急対策ということで取り
組むわけですから、対象となる人たちがより多くで
す、もれなく利用できるように要望して、この点に
ついては終わります。

次の部分で一般廃棄物の関係でお伺いいたしま
す。

○渡部委員長

すみません。まずひとつずつ。

今の灯油価格高騰緊急対策事業につきまして他の
委員質疑ございませんか。

空委員。

○空委員

基本的に大変いいことだというふうに思っており
ます。

ただせっかくこのような対応を行政がするという
部分について今もろもろお話ありましたけれども、
市民のほうで知らなかったとかあるいは今回期間が
長いので間に合わなかったというのはほとんどない
のかなと思いますけれども、せっかくやったことも
そのことで間に合わなかった、知らなかったという
ことで批判にならないような、この対応が高く評価
されるような十分な周知というのを希望したい。

このことだけ申し上げておきたいと思います。

○渡部委員長

答弁はよろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

それでは次の後期高齢者医療に移ります。

後期高齢者医療療養給付費負担金につきまして、
審査に入ります。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

次に一般廃棄物処理施設整備事業について審査に
入ります。

質疑のある方。

○松浦委員

先ほど説明がありまして、接続道路の道路線形及
び工事中の防災対策ということではありますが新たな
問題というか、新たな事態が起きたので対応するの
だというふうに思うのですけれども、具体的にはど
の辺になるのでしょうか。

○梅津生活環境課長

具体的にはボーリング調査を実施するということ
になりますが、これについては昨年度12月にもボーリ
ングは実施しておりまして7カ所の地質調査を行っ
ております。

その後、地権者とのお話をしていた結果ですね処
分場までに入る接続道路の線形の見直しですとか、
あと防災対策ですね。

たくばん造成中の土砂流出等の雨水調整地、濁水
沈殿地、そういった防災対策の必要が出てきたため
に、その部分のボーリング調査がさらに追加で必要
となったということでございます。

○松浦委員

当然そういったことが懸念するのであれば、対応
しなければならないという点では理解をするところ
です。

この点についてはわかりました。

以上です。

○金兵委員

今、松浦委員のほうからも質問ありましたけれど
も私ども確か一度候補予定地ということで、見にい
かせてもらったことがあったかと思うのですけれど
も、あのとき車で行って降りてあと畑のあいだを歩

いていったあその道路が多分接続道路と言っていたのかなと思うのですけれども、そこに問題が生じたかなということをおっしゃっているということですよ。

○後藤市民部長

搬入用道路といえますか接続道路の箇所でございますが、夏に委員の方々にも、現地を見ていただいたと思いますが、前回通りました道路は畑のちょうど真ん中を通して、山林地帯に入っていくという道路でございます、ここの用地は実は市の名義になっている道路用地でございますので、我々は当初ここの道路用地を必要最小限の程度で搬入用道路として利用できるだろうということで考えておりましたけれども、両脇を利用しております農業者の方といろいろお話をさせていただく中で。

やはり真ん中を畑の真ん中を通っている道路がそういう搬入用道路として、使用されるのはいかなものかということで、もう少し畑をつぶさない形で道路の設計ができないかという申し入れがございまして、早い段階で山林地に接続するようなルートを検討するというのでその部分につきましては地質調査を実施するというのでございます。

○金兵委員

このあいだ見せていただいたあその畑と畑のあいだを回っていった場所ではなくて、違うところにまた道路を考えていってそのための地質調査が必要だから、今回の補正予算になったということで理解でよかったでしょうか。

○後藤市民部長

そのとおりでございます。

○金兵委員

あと、もう一点なのですけれども、今、補正予算がついてこれが通ったとしたらこの後、これから雪が降り始める時期にやっていくと思うのですけれども、これ平成25年度の補正予算ですので、今年度中に終わるのかなというふうに思いますけれども、スケジュール的なものがわかれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○梅津生活環境課長

今年度中に発注いたしまして、3月中には完了す

○金兵委員

これから雪降った冬季間に今後それでも問題なくできるということですよ。

○梅津生活環境課長

はい、冬季間でも可能な調査でございます。

○金兵委員

そういうことであれば、進めていただくということでもよいものかなというふうに思います。

○空委員

ちょっとの今の道路について関連してね、現地を見せてもらったときの今の説明でこれは市有地の道路、畑と畑のあいだにあったとその部分について、私もあの道路畑の真ん中を道路つけて両側にある農地を分断されるのを見たらこれはいかなものかなというような気がしますけれども、今それに対する対応すると。あの道路、市有地の部分。交換分合か何かの形にするのか、それとも市有地は市有地であるまま道路残すのですか。

○後藤市民部長

用地につきましては今お話ししたように、市名義になっておりますけれども、現在地権者としては、この道路につきましては耕作用道路として将来的に使ってほしいという希望もございますので、新たにつける道路との用地処理という関係は今後出てくるとは思いますけれども、道路の形態としては、残していくことになるというふうに思っております。

○空委員

そうすると、両側にあるやつを畑を1枚にして使うとかという形にはならないということですね。

○後藤市民部長

現段階のお話では耕作用道路として残しておきたいということですので1枚の畑ということにはならないというふうに思っております。

○空委員

それからもう1点、これは道路の関係でのボーリング地質調査ということですが、一般的にこれ私も無知で一般的に道路の関係でのボーリングというのはどのくらいの深さまで打ち込むのですか。

○後藤市民部長

通常、現地の状況によって深さは変わってくると

思いますけれども、すでに25年度中に、24年度に実施いたしました深さがデータとしてございますので、それを見まして大体同じような深さのボーリング調査をするということになると思っております。

○空英雄委員

平成24年度にやった部分と同じようなということで、のちほど現課のほうに聞きに行きます。

以上です。

○渡部委員長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

ないようですので、それではお諮りをいたします。議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中、民生費及び衛生費の補正予算について、原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

(「よし」の声あり)

○渡部委員長

原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、債務負担行為の補正についてであります。議件2番目の議案第7号網走市公の施設にかかわる指定管理者の指定についてと関連いたしますので、議案第7号の審査の際に、一括して審査を願います。

議案第7号網走市公の施設にかかわる指定管理者の指定についての当委員会所管分について御説明をいただきたいと思えます。

○影近市民課長

それでは網走市公の施設にかかわる指定管理者の指定について市民課所管分について御説明を申し上げます。

議案資料の18ページ、資料3号をごらん願います。市民課所管施設は18ページ並びに19ページの1段目から4段目に記載のコミュニティーセンターほかの14施設でございますが、当該施設につきましては、平成25年度11月19日に開催いたしました指定管理者合同選定委員会におきまして、地域密着型で効果的な運営に心がけているということの評価しまして、平成26年度から28年度の3年間につきましても引き続き記載の各運営委員会自治会、区会、並びに町内

会及びオホーツク網走農協を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、資料右から4列目に記載しております各施設の3年間の管理委託料が債務負担の限度額となっているところでございます。

なお、その他の管理費につきましては資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部委員長

次、松野子育て支援課長。

○松野子育て支援課長

同じく議案7号の子育て支援課分につきまして御説明を申し上げます。

議案資料3号19ページをごらんください。

上から5段目となります網走市卯原内生活館につきましては、平成25年11月19日に開催いたしました指定管理者合同選定委員会におきまして、地域に密着した運営などを評価し平成26年4月から29年3月までの3年間につきまして引き続き卯原内町内会を指定管理者の候補として選定したところでございます。

委託料につきましては施設の設置目的や経過などから、地域住民による自主管理を基本としておりますことから0円となっております。

以上でございます。

○渡部委員長

ただいま説明をいただきましたこの件に関しましては先ほど申し上げましたように、議案第1号の債務負担行為の補正と関連をいたしますので一括して審査をしたいと思えます。

それでは審査に入ります。

質疑ある方。

○空委員

個々の質問といえどもですね、今回提案されている部分でこの管理委託料、これ3年前の指定の段階と比較して金額が委託料が大きく変わった部分ございますか。

もし変わった施設なりそういう部分があればその理由というのは、どういうことなのかということ。

○影近市民課長

要因として消費税部分ですとか水道料金の値上げによって上がったという部分はございますが、その他の要因で大きく変わったというところはございません。

○渡部委員長

他に質疑のある方いらっしゃいますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

それではお諮りをいたします。

議案第7号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての当委員会所管分と議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中の債務負担行為の補正について、原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

(「よし」の声あり)

○渡部委員長

全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして議案第10号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての当委員会所管分につきまして、網走市国民健康保険条例及び網走市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明を求めます。

○永倉保険年金課長

網走市国民健康保険条例及び網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案第10号及び議案資料23ページ、資料6号をあわせてごらん願います。

条例改正の趣旨でございますが、地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金及び還付加算金の割合の特例の見直しに係る改正が平成26年1月1日に施行となることから、当該2条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、延滞金及び還付加算金の利率の引き下げについて規定するものです。

延滞金の割合ですが、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、納期限の翌日から1カ月を経過

する日までの期間につきましては、特例基準割合に年1%を加算した割合とするものでございまして、国民健康保険条例第25条の2及び後期高齢者医療に関する条例附則第3条を整理するものでございます。

還付加算金の割合につきましては、特例基金割合とするもので、国民健康保険条例第23条の3を整理するものです。

参考までに改正後の基準を用いたときの平成25年中の割合を下の表に記載しておりますが、現行よりも低い利率の割合となっております。平成26年中の割合については今後告示される予定です。

なお、網走市市税条例における延滞金の割合の改正等につきましては、平成25年第2回定例会において改正済みでございます。

施行期日につきましては平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部委員長

続きまして介護保険条例の一部改正について説明をお願いいたします。

○児玉介護福祉課長

続きまして、網走市介護保険条例に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

議案10号及び議案資料26ページ、27ページの資料7号をあわせてごらん願います。

先ほども国民健康保険後期高齢者の条例改正で御説明しましたとおり、介護保険条例の一部改正につきましても、条例の趣旨につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布によるもので、所要の当該条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましても先ほどと同様でございますが、延滞金の利率の引き下げについて規定するもので、延滞金の割合につきまして特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間率については特例基準割合に年1%を加算した割合とするものでございまして、介護保険条例附則第6条を整理するものでご

ざいます。

参考までに、改正後の基準を用いた平成25年中の割合を中段の表に示しております。

なお、平成26年中の割合については今後告示される予定でございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部委員長

それでは審査に入ります。

議案第10号につきまして質疑のある方。

○松浦委員

質問ではありませんが、基本的には延滞金及び還付加算金の割合の利率を引き下げるといふものがありますので、基本的には関係する市民にとっては歓迎すべきことの内容ですので、これは認めたいといふふうに思います。

○渡部委員長

他にございませんか。

それではお諮りをいたします。

議案第10号につきまして、原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

それでは議案第10号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして、請願1件について審査に入ります。

請願第36号利用者本位の継続可能な介護保険制度の確立を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

○金兵委員

今回の請願についてでありますけれども、このプログラム、通称プログラム法案と呼ばれるものはですね、中長期的な計画を示したような法律でここにもあります今後各介護医療、年金などに関して今後関係法律を改正をしていながら、実行をめざしていくといふふうなものですけれども、ここの中にも書いてある通りですね、例えば要支援者向けのサービ

スを市町村に移すなんかということなんかについては地域間格差、何かがまたうまれてくる危険性もあるといふようなこと言われている方もいらっしゃると思いますので、そういった中できちっと利用者の皆様方に即した実態に即したものにきちんと今後議論を進めていく中で進めていっていただきたいといふような請願でございますので、ぜひとも網走市議会として採択の方向で意見書を提出していただけたらといふふうに思います。

○松浦委員

私もこの請願については採択の方向でいいかなと。特に今、介護保険の関係で言いますと所得が所得でない、収入が280万円前後の人たちから今度は利用する場合、2割負担をしようという考えで大きく動いているという問題、さらには特別養護老人ホームにおける入所者については、介護度3以上でなければいふような条件をつけるとか非常に高齢者にとってあるいは介護保険に加入してる、あるいは認定を受けている。

それから要支援といつたさまざまな関係者にとっては大変な問題になってきているということでもありますので、これはぜひ地方からですね、そういった必要としている人たちが安心して使えるような介護保険制度にしていくためにも、この請願については、採択すべきだといふふうに考えます。

以上です。

○渡部委員長

他の委員の御意見を。

○山田(俊)委員

この請願につきましては私も採択すべきだといふふうに思っております。

本来国がやるべきことを地方のほうに、やれとそういうことのような流れであります。

そうすると地方のやれる限界点というのはやりあって、また、地方に財源がないという中で介護1、2方をどうケアするかとなると、なかなか負担の重いことでもあります。

そうであれば、もっともっと我々が介護1、2の方についての、手厚いといふか介護1、2の方というのは基本的には2、3にならないための予防措

置であるとそう考えると、もっとそこら辺を支援していくのが1番重要であるというふうに考えますので、この件に関しては採択の方向でやっていただきたいと思っております。

○渡部委員長

採択すべきものという意見がましたが、他に御意見がございませんか。

採択すべきものと決定してよろしいですか。

(「よし」の声あり)

○渡部委員長

それでは、請願第36号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書提出について全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

ここで意見書案の配布を行いますので暫時休憩をいたします。

午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開

○渡部委員長

再開いたします。

お手元に意見書案として配布がされましたが内容については御確認をいただきなにかございませんか。

内容かわっていないですか。

よろしいですね。

(「よし」の声あり)

○渡部委員長

それでは、この意見書につきましては委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定をいたします。

また意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたします。

次にその他ですが、連合審査会開会についてであります。

本件につきましてはお手元に御配付をしましてとおり、総務文教委員会から総務委員会に付託されました平成25年度網走市一般会計補正予算中教育費市民健康プール等整備事業につきまして、市民健康プールは、健康増進機能を持つ施設ということで、当生活福祉委員会と関連がございますので、本委員

会と連合審査会を開催したいとの申し出がございました。

この件につきまして皆様で協議をしたいと思いません。

○松浦委員

私どもも前回の生活福祉委員会の中で申し上げましたように、やはり健康増進施設ということで連合審査をするというのがいいだろうというふうに考えますので了承したいと思います。

○空委員

この点について前回の当委員会において、そのような意見も出ております。

ただその後もろもろのことをちょっと調査してみました。

この連合審査会、これちょっと事務局に確認をしたいのですけれども、連合でやったときの最後に仮に議決する云々といったときに、当委員会に議決がありますか。

○渡部委員長

それでは事務局のほうからお願いします。

○佐藤局長

この案件は総務文教委員会に付託された案件でありますので、あくまでも総務文教委員会が採決すると議決するというところでございますので、生活福祉委員会にはございません。

○空委員

私もちょっと調べた結果、そういうことだろうというふうに理解をします。

そういう形になりますと、やはり総務文教委員会のほうからの申し込みといいますか申し入れという部分で、どのような感覚を持ったのかというのをちょっと定かではないですけれども、私たちとしては、やはり健康増進施設という角度から考えたときには、確かに我々としても大きな関心ごとであるということ間違いのないわけでありますけれども、本来やはり今のうちの議会の流れの中で、所管委員会が責任を持って物事を審査決定するという観点。ですから、当委員会関係するこの健康増進施設の部分については、前回の委員会のような形で、これは理事者のほうに配慮を願えばいいのかなと思えますけれ

ども、経過報告というような形の中で、これだけの案件で委員会を開くという形にはならないと思います。

他の案件の中で、当委員会で委員会が開催されたときにその都度、経過報告という形で報告をいただければ私はそれでいいのではないかとこのように思いますので、この連合審査会という部分については議決権も持たないという観点から考えたら必要ないというふうに私は思います。

○山田（俊）委員

特に難しい意見はないのですけれども、今、空議員が言われたように議決権ない中で、意見を述べても、それは参考までしかならないだろうと。そうであれば議決権を投資できる委員会としての立場を持っていきたいと思っておりますので、今回は連合審査は必要ないというふうに思っております。

○金兵委員

私としても前回の委員会で市民健康プールということで、私ども委員会の所管にかかわる部分ということもありましたので、連合をひらくということであれば、そっちの方向で進めていただきたいというふうに意見を申させていただきましたことでもありますし、今の空委員、山田委員のほうからも、議決を持たないのだからやらなくていいというそういうことではまたないのかなと、また私どもが生活福祉という所管の中で思うことに対してその市民健康プール、今後どうやっていくかという方向性をお話させて、聞かせていただくことはまた重要な話なのかなというふうにも思いますし、それを総務のほうからの申し込みということは、我々の意見を議決に参考にさせていただくという趣旨のもと申し込みがあったのかなというふうにも思いますので、それはぜひともこのままやる方向で進めていってもいいのではないかなというふうに私は思います。

○松浦委員

連合審査の中で我々自身もこの市民健康プールについて、総務文教委員の皆さんと一緒に審査をするということが出来るわけですから、それは参考人だけされるということではなくて、その議論そのものが市民健康プール全体の進めていく上で、や

はり、我々生活福祉委員として、健康増進施設も絡めた中での審査をやっていくという点では、そういう機会があるのであれば大いにそこで意見を述べる方がいいのではないかと。

あえて必要ないというのは、どうなのかなと私は思います。

○空委員

必要ないという言い方ちょっと誤解を受けるかもしれませんが、委員会制度の中で各会派からそれぞれの任命された総務文教委員会に出てるわけですよ、委員が。

その人間が出てればその人間を通じて我々、ここにいる生活福祉委員の意見があれば、その会派の代表としてそちらへ出ていっている人間にきちんと議論をして意見として持ってもらうと、こういうことで十分用は足りるだろうと。意見を通じられるだろうと。そうすると、その議決権を持たない中で議論するよりも、議決権を持ったいわば所管する委員会が十二分な議論できるというふうに私は思いますけれども。

ですからそういう形で必要ない。合同審査会というのは必要ないと、私はそう思います。

○松浦委員

前回の生活福祉委員会の中で、この連合審査のことについてそういう方向でというふうに確認したというふうに私は認識しているものですから、そういう中でこういうふうに今日をきょうの日を迎えているのだというふうに思うのでね、ちょっとそうなる前回の決まったことからすると、ちょっと矛盾する形になるのでないかなというふうに思うのですけれども。

私はだから前回確認したとおりの形で進めていくというのが正しい方向だろうと思います。

○空委員

前回の部分で確かにそういう議論があったことは事実ですけれどもそのために私は先ほど冒頭に議決権の権利があるのかどうかという確認をさせてもらったと。

あの時点ではちょっと私も勉強不足でおそらく他の委員も、その辺、定かではなかったのだろうとい

うふうに思います。

今回改めて議決に加わらないという議論が出たと。

はっきりしたと明確になった時点で、それだったら議決権、議決のできるそして当初から所管として付託を受けていた総務文教委員会が議論すると。

ただしその中にいかに多くの議員の、いわば委員外議員の意見をいれるとすればそれは会派内の調整で十分機能するだろうと私はそのように思います。

○渡部委員長

まず、委員長として発言をしたいと思いますが、このように皆様にお諮りしたのには、前段、皆さんも御承知と思いますけれども、皆様にもお伺いをしたところです。

この連合審査会の開催については。

そのとき議決権がある、ないかについてというのは個人のそれは認知がそれぞれだったと思いますが、そこで生活福祉委員会が決めるというべきものではないのでうちとしては、まあ委員長、副委員長に預かりということという認識でおりました。

副委員長と相談させていただいて、あと事務局と相談して連合審査会を開催するにあたりどういったものが手順として必要かというのがあった上で、本日午前中に開催されました総務文教委員会の中で動議が行われて改めてこのような形で生活福祉委員会に正式に申し入れがあったというような形をとるのが望ましいということで、そして午後からの開催の生活福祉委員会でこれを受けて決定をして初めて連合審査会というのが日時を決めるという段取りになるということで、皆様に最終確認ということで皆さんにお伺いをしたところでもあります。

○山田（俊）委員

前回のことを言いますと私どものほうは、最初から必要ないといったのですけれども、ただ委員長言われたとおり、あとは、委員長、副委員長おまかせしましょうということは間違いなく言われたということ。

それは確認しました。

こういう形だけで申込書だけでと言われれば、自分の意見を言うのですけれども、委員長副委員長の

こういった意見があるということの前段にいていただければ、納得するところでもあります。

気持ちは先ほど言ったように議決権なしのものを、どう審査するのかというところが、多少引っかかるということでもあります。

○松浦委員

今、山田委員から言われたように、前回委員長副委員長に一任するというところでありますので、そのときの認識と今、議決権がないからという云々というふうなお話もありましたけれども、それはちょっと今になってでは通じないのではないかと。

そういう連合審査をするという方向での委員長、副委員長に一任するというようなことであります。私はそういうふうに認識してますので、いまさらそれは必要ないというのは、通らないのではないかと私は思います。

○立崎副委員長

前回の委員会のときにいろいろ協議されました。それで、正副委員長にゆだねますという形でできていると思います。

今回、総務文教委員会のほうから正式にこのように申し込みの連合審査会の申し込みということで御案内いただいております。

うちの会派というか、個人的にどうなのかなという勉強不足なところもありましたけれども、今回につきましては委員長と実はお話をさせていただいて、合同審査会を開催するという中でお話を進めてきた経過もございます。

その中でいろいろ時間的な制約ですとか、いろいろなことを途中では勉強させてもらったのですけれども、一応開催するというので考えておりますので委員の皆様よろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

○渡部委員長

皆様の各委員の意見を現時点でお聞きをしたところでございますが、私どもといたしましては、皆さんの意義がなしということで私は進めたいので、その辺は御理解をいただきたいと思うのですが、連合審査会につきまして、総務に回答をこの場で決定して回答しなくてははいけませんので、御理解をいただ

きたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

それではここでお諮りをしたいと思います。

総務文教委員会との連合審査会の開催につきましては総務文教委員長からの申し出に同意することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○渡部委員長

異議なしと認め、このように決定をいたしました。

それでは総務文教委員会委員長に対し連合審査会の開催に同意する旨を回答いたしたいと思います。

次に、連合審査会を開催する日時場所等につきましては、総務文教委員長と協議する必要がありますので委員長に一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○渡部委員長

異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

連合審査会の開催日時につきましては、決定次第後日連絡をしたいと思います。

次、その他委員からございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

理事者から何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

○渡部委員長

空委員

○空委員

この連合審査会は、全体の意見がそういうことでしたらあえてそれ以上の反対はするつもりはないのですけれども、これプール全体に対する審議という形に我々も参加するということになりますか。

その設備の中の部分的なあれではなく、プール全体ということで考えてよいのですね。

○渡部委員長

はい、このあいだ、先日の生活福祉委員会の中で、の中ですね、いただいた図面等ございますので、全体ということで、私はここは生活福祉の所管だからとかではなくて連合ですので、その旨すべて

について審議ができればなということ承知しておりますので、そのように委員の皆様にも御理解をいただいで連合審査にむけて。

○空委員

総務のほうもそれで、そういうふうに理解しているということですね。

○山田(俊)委員

ちょっと今関連で。

○渡部委員長

山田委員。

○山田(俊)委員

合同でやると。

そして、議決権ないものたちが意見を述べると。議決権あるものが述べると。

いろいろこう意見を出し合ってその中で審査ですから、ある程度議決もあるかもしれない。

このときにこっちのほう、なんていうのだろう、こちらの委員の言ったことと、こちらの委員の言ったこと等をちょっとすみわけになるのかなとちょっとわからないところがあるのですね。

○渡部委員長

今の私の理解している段階ですが、連合審査はあくまでも総務文教委員会に上程されたものですので、総務委員長から仕切りをいたします。

そういった中で、議決はまた総務委員会に戻した形で連合審査の経過を踏まえた上で、総務文教委員会の中で議決をしていただく形になります。

連合審査会はあくまでも連合審査、両方の委員ですするという形になります。

ということで御理解をいただけたでしょうか。

それでは後日。

その他の、その他はないですね。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

それではこれもちまして生活福祉委員会を閉会いたします。

大変御苦勞様でした。

午後1時57分 閉会